

2020年3月11日
株式会社日本政策金融公庫

農林漁業者等の皆さま向け
新型コロナウィルス感染症に係る特例措置について

日本政策金融公庫(略称:日本公庫)は、新型コロナウィルス感染症で影響を受けた農林漁業者等の皆さまを対象に3月10日付で農林漁業セーフティネット資金等の特例措置の取扱いを開始しました。

具体的な特例措置の内容は、農林漁業セーフティネット資金の貸付金使途の追加、融資限度額の引き上げ、農林漁業セーフティネット資金等の金利負担軽減、実質無担保です。

影響を受けた農林漁業者等の皆さまからのご相談については、本店農林水産事業本部(フリーダイヤル:0120-926478)及び全国の各支店農林水産事業で受け付けています。

日本公庫は、新型コロナウィルス感染症の影響を受けた農林漁業者等の皆さまからのご融資やご返済に関する相談に、政策金融機関として引き続き迅速かつきめ細やかな対応を行ってまいります。

【特例措置の概要】

1 農林漁業者等共通の特例措置内容

対象資金	農林漁業セーフティネット資金
対象者	新型コロナウィルス感染症により経営の維持安定が困難となった方
具体的な措置内容	<p>① 貸付金使途の追加 新型コロナウィルス感染症により資金繰りに著しい支障を来していること 又は来すおそれがあることを追加</p> <p>② 融資限度額の引き上げ[括弧内は現行の取扱い] 一般 : 1,200万円 [600万円] 特認※: 年間経営費等の12分の12 [同12分の6]</p> <p>※ 簿記記帳を行っている方に限り、経営規模等から融資限度額の引き上げ が必要と認められる場合に適用されます。</p>

2 農業者等向け特例措置内容

対象資金	① 農林漁業セーフティネット資金 ② 農業経営基盤強化資金(スーパーL資金)(※) ③ 経営体育成強化資金(※) (※) 負債整理関係資金を除く
対象者	新型コロナウイルス感染症の影響により経営に影響が発生していること等を公庫が確認できた方
具体的な措置内容	① 金利負担軽減措置 公益財団法人農林水産長期金融協会が借入者に利子助成することで、 <u>融資当初5年間の実質無利子となります</u> ② 実質無担保措置 <u>実質無担保(※)となります。</u> (※) 担保は融資対象物件に限る貸付け

3 林業者向け特例措置内容

対象資金	農林漁業セーフティネット資金
対象者	新型コロナウイルス感染症の影響により経営に影響が発生していること等を公庫が確認できた方
具体的な措置内容	① 金利負担軽減措置 全国木材協同組合連合会が借入者に利子助成することで、 <u>融資当初 10 年間の実質無利子となります</u> ② 実質無担保措置 <u>実質無担保(※)となります。</u> (※) 担保は融資対象物件に限る貸付け

4 漁業者向け特例措置内容

対象資金	農林漁業セーフティネット資金
対象者	新型コロナウイルス感染症の影響により経営に影響が発生していること等を公庫が確認できた方
具体的な措置内容	① 金利負担軽減措置 農林漁業セーフティネット資金について、公益財団法人農林水産長期金融協会が借入者に利子助成することで、 <u>融資当初5年間の実質無利子となります</u> ② 実質無担保措置 <u>実質無担保(※)となります。</u> (※) 担保は融資対象物件に限る貸付け